

月刊 登記情報

689 2019年4月号
59巻/4号

わかりやすい誌面で登記・供託関連実務をサポート

法窓一言 誕生「日本登記法学会」
鈴木龍介

研究会だより

- ⑯登記制度・土地所有権の在り方等に関する研究会 第16回会議を開催
- ⑰登記制度・土地所有権の在り方等に関する研究会 第17回・第18回会議を開催(終了) 編集部

■特集 日本登記法研究会 第3回研究大会報告

- ① 「動産・債権譲渡登記の未来」研究報告①
動産譲渡登記制度の特徴と展望 小野絵里
- ② 「動産・債権譲渡登記の未来」研究報告②
動産・債権譲渡登記の現状と課題 白石 大
- ③ 「動産・債権譲渡登記の未来」報告の総括に代えて 池田眞朗

民事基本法制の動向 筒井健夫

所有者不明土地問題の解消に向けた相続登記の促進方策について 音田剛明

新連載 商業登記から経営法務へ 「そこから先」をめざすための実務家対談
第1回 プロローグ 酒井恒雄/野入美和子

実務に活かす 判例登記法

第23回 商業登記の情報提供機能と組織行為の無効の訴え—提訴期間経過後に提起された新株発行無効の訴えが認容された事例—(名古屋地判平28・9・30)
松津浩司

供託ねっと—実務から学ぶ供託—(第93回)

監査役が株式会社を代表して裁判上の担保として供託をする場合及び供託物の取戻請求をする場合の手続について 柴田昭彦

地籍図類の歴史(33)—京都府北部の地籍図1— 古関大樹

■商業登記掲示板/成年後見掲示板

実務の現場から

- 通達・回答** 不動産登記
- 平30・11・16民二第613号
 - 平30・11・15民二第611号
 - 平30・5・31民二第226号
 - 平30・11・15民二第605号
 - 平30・8・3民二第298号

「動産・債権譲渡登記の未来」研究報告①

動産譲渡登記制度の特徴と展望

プラス事務所司法書士法人 司法書士 小野絵里

I はじめに

動産譲渡登記制度は、平成17年10月3日から運用開始された比較的新しい登記制度である。本稿では、我が国の動産譲渡登記制度の展望について、平成30年12月8日に開催された日本登記法研究会（現「日本登記法学会」）第3回研究大会における報告をベースとして、登記制度の特徴を踏まえた改善の方向性という観点から整理してみたい。

II 登記制度の現状

1 制度の目的

動産譲渡登記制度の目的は、在庫や機械設備等の企業が保有する動産を活用した資金調達の円滑化を図ることにある。資金を提供する金融機関にとっては、動産の担保提供を受ける場合や流動化をする場合に、動産譲渡を公示する制度が十分でなかったことが、動産を活用した資金提供に取り組むにあたっての課題となっていた。動産譲渡登記は、これらの課題を解決するために新たに設けられた公示制度である。

2 登記の利用状況

(1) 登記件数の推移

a 動産・債権譲渡登記の比較

動産譲渡登記の件数は、平成17年度に230件

であったものが、平成27年度から平成29年度には年間8000件弱で推移している。平成27年度からの3年間はほぼ横ばいであるが、基本的には一貫して増加傾向にある。一方、登記件数の絶対数で考えると、広く利用が進んでいるとはいえない状況である。

債権譲渡登記の件数は、平成17年度に45,232件であったものが、平成27年度から平成29年度には約33,000～35,000件弱で推移しており、おおむね減少傾向にある。一方、絶対数で比較すると、平成27年度からの3年間の債権譲渡登記の登記件数は、動産譲渡登記の登記件数のおよそ4倍強に相当する。

債権譲渡登記の件数が動産譲渡登記の件数と比べて多い要因の1つには、登記をすることのインセンティブの差があると考えられる。動産譲渡登記には、占有改定を含む民法上の引渡しとの間に対抗要件としての効力の差がないのに対し、債権譲渡登記には、①第三債務者への通知を要せずに登記によって第三者対抗要件を具備できること、②担保実行時には、譲渡人の協力を得ずに、譲受人のみで第三債務者に通知ができることという、民法上の対抗要件にはない明確なインセンティブがあるためである。

b 不動産登記との比較

不動産登記の件数は、平成17年度におよそ1760万件弱であったものが、平成27年度から平成29年度には1200万件弱で推移しており、一貫

【図表1】動産譲渡登記の件数・個数の推移

年度	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23
件数	230	897	1,583	2,699	3,459	4,702	3,611
個数	14,774	30,780	50,924	36,443	50,549	133,648	135,568

年度	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
件数	3,710	4,035	5,851	7,734	7,894	7,769
個数	66,112	37,220	20,931	18,888	85,793	48,674

(法務省登記統計「17-00-1 登記事件の件数及び個数（平成15年～29年）」をもとに作成)

【図表2】債権譲渡登記の件数・個数の推移

年度	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23
件数	45,232	46,207	44,413	48,578	45,961	41,332	37,622
個数	68,780,354	54,948,701	69,488,383	79,884,175	89,786,121	94,151,823	80,038,740

年度	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
件数	38,020	30,382	31,647	33,356	34,406	34,850
個数	95,055,938	74,065,822	62,815,763	74,008,261	53,357,812	48,139,745

(法務省登記統計「17-00-1 登記事件の件数及び個数（平成15年～29年）」をもとに作成)

して減少傾向にある。一方、絶対数で比較すると、平成27年度からの3年間の不動産登記の登記件数は、動産譲渡登記のおよそ1500倍、債権譲渡登記のおよそ330～350倍に相当する。不動産登記の登記件数には、資金調達を目的したものだけではなく、相続や所有者の住所変更等の様々な種類の登記を含んでいるため、単純な比較は適切でないものの、動産・債権譲渡登記と不動産登記との利用状況に圧倒的な差があることは、確かであるといえるだろう。

(2) 近年の傾向

近年、太陽光発電設備に関する融資が増大したことにより、太陽光発電設備に関する動産譲渡登記及び売電債権に関する債権譲渡登記の事例が増加した。

金融機関を対象に実施された調査結果によると、担保種別ごとの融資実行額では、平成26年から平成28年に実行された動産債権担保のうち、太陽光発電設備が約3338億～約4079億円、売電債権に関するものが約3494億～約4141億円と突出している^(注1)。これは、平成24年7月に再生可能エネルギーの固定買取制度(FIT制度)が開始されたことにより、太陽光発電事業に参入する事業者が急増したことが大きな要因といえる。現時点では、FIT制度に基づく固定買取価格の大幅な下落など外部環境が大きく変化したため、新規の太陽光発電事業や、そのための登記のニーズは収束してきているといえるだろう。

(注1) 帝国データバンク「企業の多様な資金調達手法に関する実態調査 調査報告書」(平成30年3月)13頁「図10. 動産担保種別(中分類)融資実行額の推移」(http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/itakuhokoku/04.pdf)。

【図表3】不動産登記の件数・個数の推移

年度	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23
件数	17,572,614	16,391,028	14,851,042	14,115,266	12,805,110	12,187,620	12,210,797
個数	57,347,968	46,383,260	33,770,153	31,960,206	29,583,368	29,052,560	28,568,529

年度	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
件数	12,886,040	12,897,182	12,453,990	11,744,602	11,639,618	11,526,256
個数	30,011,511	29,996,477	29,002,432	28,010,943	27,582,257	26,878,244

(法務省登記統計「17-00-1 登記事件の件数及び個数（平成15年～29年）」をもとに作成)

3 改善のニーズ

(1) 登記制度の利便性への指摘

a 金融機関サイドの課題認識

金融機関サイドからは、動産・債権譲渡登記（以下「譲渡登記」という）が風評被害を惹き起こすことへの懸念のほか、動産譲渡登記を具備しても先に占有改定を受けた譲受人に優先しないことなどが担保設定時の課題として指摘されている^(注2)。

b 司法書士サイドの課題認識

登記実務に携わる司法書士サイドからは、統計的なデータは見当たらないものの、①登記事項の変更や更正ができないこと、②先行する登記の有無について前執務日までの情報しか把握できないこと、③管轄登記所が全国に1箇所に限られていること、④オンライン申請における添付情報の別送方式が認められていないために現実にオンライン申請を利用できるケースがきわめて限られていることなどが課題として指摘されている。

(2) 課題の要因と対策

風評被害への懸念については、動産や債権を活用した資金調達一般的な融資手法であるとの理解を社会に広めることによって解決されて

いく性質の課題であるだろう。例として、近年の太陽光発電に関する動産担保及び債権担保では、これまでの売掛債権や在庫担保の場合と比べて、登記による風評被害を懸念する声あまり聞かれなかったように思う。これは、発電設備や売電債権を担保提供することで資金調達をすることが、信用悪化時の特別な資金調達手段ではなく、一般的な手段であるとの認識が広まっていたことが大きな要因であったと考える。

一方、譲渡登記の使い勝手に関する指摘については、管轄登記所やオンライン申請の問題など、制度的な解決を必要とする課題もあるものの、不動産登記における取扱いが譲渡登記では当てはまらないために、不便であると認識されてしまっている点も多いのではないだろうか。これは、前述の登記件数の差で明確であるとおり、我が国では多くの人にとって最も馴染みのある登記が不動産登記であり、譲渡登記も同じような「登記」と認識されているために、譲渡登記と不動産登記の基本的な制度設計の違いから当然に生じる多くの相違点が、様々な個別の局面で認識されることが、使いにくいと誤解される要因になっていると考えるからである。

(注2) 前掲(注1) 32頁「図32. 担保設定時の課題」。

Ⅲ 登記の特徴と改善の方向性

1 従来の登記制度とのギャップ

動産譲渡登記における制度設計の特徴は、いわゆる物的編成主義を採らないことと引き換えに、対象とする動産の範囲を限定せず、かつ、構成部分が変動する集合動産を対象とすることを可能にしたことにあると考える。

なお、動産の公示制度には、特別の動産抵当制度や財団抵当制度など、動産譲渡登記よりも前から運用されているものが存在する。例えば、普通自動車などの一定の自動車では、道路運送車両法に基づく自動車登録ファイルへの登録が権利の得喪に関する対抗要件であり、昭和27年より自動車運送事業の健全な発達と自動車による輸送の振興を図ることを目的として自動車抵当制度が設けられたことにより、自動車登録ファイルには抵当権の登録をすることが認められている。建設機械については、昭和29年より建設工事の機械化の促進を図るために、抵当権を設定することが認められており、建設機械への抵当権設定登記をするために建設機械登記の制度が設けられている。また、いわゆる不動産財団のうち、工場財団については、工場の機械設備に関する資金調達を円滑にするために明治38年に設けられた制度であり、財団を1つの不動産とみなし、財団ごとに登記簿を編成することで、財団登記簿に抵当権設定登記をすることが認められている。

これらの動産に関する公示制度は、制度が創設された当時、とくに社会的な要請が強かった自動車や建設機械などの動産の種類や、工場などの用途によって対象範囲が限定されている。そして、自動車の場合は自動車ごと、建設機械

の場合には建設機械ごとといった客体ごとに登記簿や登録ファイルが編成される。工場財団などの財団抵当の場合には、個別の客体単位ではなく、財団という集合物を対象とするものであるため、動産抵当や不動産登記など個別の客体ごとに登記ファイルが編成される制度とは異なる点も多くあるものの、ここでは財団という客体をベースに登記簿が編成されるという意味で、不動産登記と同様のいわゆる物的編成主義の延長にある制度として整理している。

動産譲渡登記制度と不動産登記等の従来の登記制度は、登記簿の編成という基本的な設計が大きく異なる制度であるため、その手続や効果においても、異なる特徴を持っていることは当然のことといえる。

2 客体の実在性と特定性

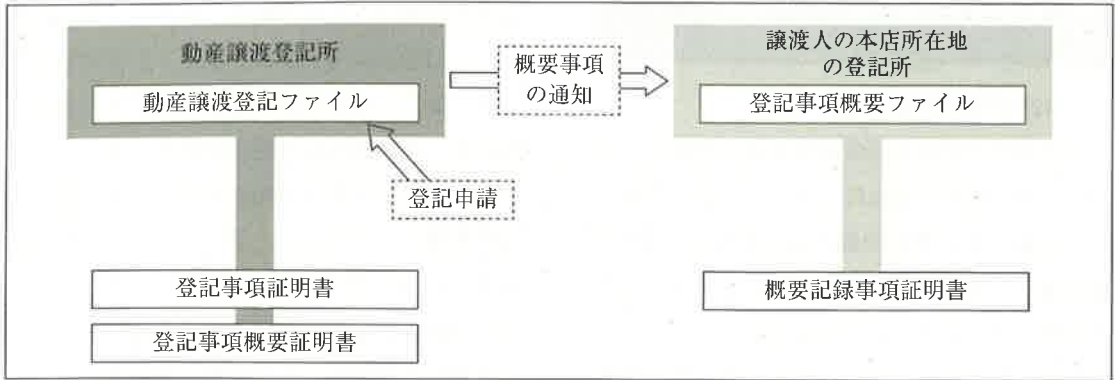
(1) 実在性の不担保

不動産登記では、客体の物理的現況と権利変動が公示されるのに対し、動産譲渡登記では、動産の譲渡が公示される。

不動産登記では、物的編成主義の登記簿を編成するにあたって、現地調査をするなどして客体の実在性が確認される。そのため、例えば、取り壊した建物の登記について、滅失登記がされないままに登記が残っているという状況は想定されるものの、少なくとも表題登記がされた時点での実在性は確認されることとなる。

動産譲渡登記では、客体の物理的現況を公示するものではないため、対象とする動産の実在性は審査されない。そのため、登記された動産が実際には存在しない可能性もあるだけでなく、集合動産の場合には、構成部分が変動するものであるため、ある時点における具体的な物が存在しない状態が当然に生じることを前提にしている。なお、動産譲渡登記の証明書には

【図表4】登記ファイルの構成と証明書



「この証明書は、動産の存否を証明するものではありません」という、不動産登記等の他の登記制度ではされない注記が記載される取扱いがされている。

(2) 特定性の確保

不動産登記では、権利の登記に先立って表題登記がされるのに対し、動産譲渡登記では、表題登記に相当する制度は存在しないため、譲渡登記ごとに客体を特定することとなる。

不動産登記では、表題登記によって客体ごとに登記ファイルが編成される際に、その客体を特定するための登記事項、すなわち、土地であれば所在、地番、地目、地積、建物であれば、所在、家屋番号、種類、構造及び床面積等が決定される。そのため、抵当権設定等の権利の登記を申請する段階で、対象物の特定性が問題となるケースは想定されない。

動産譲渡登記では、客体ごとに登記ファイルが編成されないため、動産譲渡登記をする段階で、対象物を特定するに足りる情報を提供する必要があることとなる。動産を特定する情報が不十分と判断された場合には、登記が実行されていたとしても、対抗力が否定される可能性があることとなる。

3 登記された権利間の優先順位

不動産登記では客体ごとに登記が集約されるが、動産譲渡登記では、客体ごとに登記が集約されない。

不動産登記では、客体ごとに登記ファイルが編成されるため、不動産の登記事項証明書を取得すれば、その不動産にされた登記が一覧で表示される。そのため、甲区ごと・乙区ごとの同じ区にされた権利については、順位番号を確認することによって優先順位を把握することが可能であり、所有権移転登記と抵当権設定登記を比べるなど、異なる区に登記された権利については受付番号を確認することによって、登記された権利間の優先順位を確認することが可能である。

動産譲渡登記では、客体ごとに登記ファイルが編成されないため、動産ごとにされた登記が一覧で表示されない。登記された権利間の優先順位を確認する方法は、譲渡人を検索条件として証明書を取得し、譲渡登記ごとに発行される複数の登記事項証明書に記載された登記年月日時の時間的先後を確認することである。これは、動産譲渡登記が実質的な人的編成主義を採用しているとされる理由である。

登記の調査手段としては、動産譲渡登記所で発行される登記事項証明書や登記事項概要証明書のほか、概要記録事項証明書を確認する方法がある。概要記録事項証明書は、譲渡人の本店所在地の登記所に備え付けられる登記事項概要ファイルの内容を証明するものである。概要記録事項証明書は、全国のどの法務局でも、登記情報提供サービスでも情報を取得できるという利便性のメリットがあるほか、譲渡人ごとにされた譲渡登記を網羅的に把握できるというメリットがある。例えば、譲渡人が合併により消滅した場合、存続会社を譲渡人とする検索条件によって登記事項証明書を請求すると、消滅会社でされた譲渡登記に関する登記事項証明書は発行されないことになるが、概要記録事項証明書であれば、消滅会社の概要記録が存続会社の概要記録に引き継がれることになる。ただし、概要記録事項には、動産譲渡登記所から本店所在地の登記所への通知がされてから記録が反映されたため、リアルタイムの情報を確認できないというデメリットがあるほか、記載されるのはあくまで概要のみであるため、詳細の情報を調査するためには、登記事項証明書を取得する必要がある。

(2) 検索範囲の制約

不動産登記では、登記事件の処理後直ちにその内容が反映された登記事項証明書を取得することができる。登記事件の処理中である場合には、登記事項証明書を取得することができないことにより、何らかの登記が処理中である事実を認識することができる。したがって、不動産登記では、登記申請の前に、対象不動産の登記情報の取得を試みることで、おおむねリアルタイムで先行する登記の可能性を把握することができる。

一方、動産譲渡登記では、譲渡人を検索条件として証明書を取得する場合には、同日に先にされた登記がある場合や、処理中の登記がある場合でも、前執務日までの情報が反映された証明書が発行される。したがって、動産譲渡登記を申請する場合には、登記申請の前に証明書を取得しても、当日に先にされた登記の有無を把握することができない。なお、動産譲渡登記の証明書の請求方法には、①登記番号を検索条件とする方法、②譲渡人を検索条件とする方法がある。①の方法の場合には、登記完了後直ちにその情報が反映された証明書が発行されるが、②の方法の場合には、前執務日までの情報が反映された証明書が発行される。第三者の登記がないかを調査するという目的の場合には、あらかじめ第三者の登記番号を知り得ないため、譲渡人で検索する方法を選択することになる。

この検索範囲の制約は、わずか1執務日の問題ではあるものの、とくに司法書士の間では、債権譲渡登記を含めた譲渡登記の課題として指摘する声が多いポイントである。これは、司法書士が、不動産取引の場面で、これまで当然に依頼者からは直接には見えないところで、取引を安全に進めるために果たしてきた役割が、譲渡登記の仕組みの中では、十分に果たせなという問題意識があるものと考えられる。そして、その問題意識の背景には、登記が資金実行の前提条件とされ、かつ、登記が受付されたことを司法書士が確認することをもって、資金が実行されるという実務慣行があると考えられる。

不動産登記では、申請を予定している登記が、依頼どおりの内容で、かつ、依頼どおりの優先順位で登記される状況であるかを司法書士が確認した上で、登記手続を進めることが一般的である。例えば、抵当権設定登記を申請する

場合には、不動産の地積や所有者の変更などの、申請しようとする登記が却下事由に該当するような他の登記がないか、差押えや先順位の抵当権などの競合する登記がないかを確認し、もし登記事件の処理中で登記事項証明書を取得できない場合には、どのような登記が処理中であるかが判明しないため、依頼者に資金実行を待つよう注意喚起するなどの対応をすることが一般的である。

譲渡登記では、客体ごとに登記ファイルが編成されないため、不動産登記のように、他の登記が先に申請されることによって、これから申請する登記が却下事由に該当するという事態は想定されない。一方、予定した優先順位で登記されるか否かについては、他の登記の有無に影響を受けるため、登記申請の前提として、先行する登記の有無を確認したいというニーズが存在することとなる。

これらの改善策として、証明書の検索範囲について申請日当日を含むように制度を改善する選択肢が考えられるものの、融資実務の運用を見直すことによって対応することも選択肢の1つであると考えられる。それは、この1執務日の遅れがネックとなるのは、登記申請と同日に融資を実行するという不動産担保の場合に多い融資条件が、動産担保や債権担保の場合にもデフォルトで設定されるケースが多いことが大きな要因であり、運用を変えれば、大きな支障ではなくなる性質の課題ではないかと考えるためである。不動産登記では、売買など所有権移転を伴う場合には、売買代金の支払と所有権移転登記の必要書類の交付が同時履行とされることが一般的であるため、登記完了よりも資金実行が先行せざるを得ない。担保設定の登記のみを申請する場合でも、登記完了後の融資実行とする

と、登記の申請から完了までの期間があらかじめ確定していないため、適時に資金を実行しにくいというデメリットも考えられる。一方、譲渡登記では、譲渡人への真正譲渡と譲渡人からの譲渡担保による譲渡登記を同時にするようなケースは稀であり、また登記申請が即時処理され、翌執務日には他の登記の有無を確認できることがあらかじめ確定している。このように登記手続の観点から考えると、登記の受付を条件として登記申請日に融資を実行する実益は、譲渡登記では特段のものが見当たらず、不動産登記における慣行が踏襲されている面があるのではないかと考えるためである。

4 登記されない権利との競合

(1) 対抗力

不動産に関する物件の得喪及び変更については登記が対抗要件となる。動産の譲渡では、民法上の引渡しと登記が対抗要件となる。

動産譲渡登記は、不動産登記と異なり、権利変動の過程を登記に集約することを想定した制度ではないため、他の対抗要件との競合が問題となり得る。法文上の整理としては、動産譲渡登記をした場合には、民法上の引渡しがあったものとみなすこととされているため、民法上の引渡しと動産譲渡登記は同列の対抗要件である。したがって、民法上の引渡しと動産譲渡登記が競合した場合には、対抗要件を備えた時期の時間的先後によって優劣が決められることとなる。民法上の引渡しは、占有改定である場合も同様である。

(2) 権利推定力

不動産登記には、権利推定力があるのに対し、動産譲渡登記には、権利推定力がない。動産譲渡登記は、前述のとおり、対象物の実在性すら担保された制度ではないことから、権利推

定力がないのは当然の整理といえるだろう。

不動産登記には権利推定力があるため、登記を信頼して取引関係に入った当事者は、無過失であると推定されることになる。

動産譲渡登記の場合には、動産譲渡登記の譲受人として登記された者が所有者であると信頼して取引をした場合に、無過失であると推定されるような効果はない。さらに、譲渡担保に基づく動産譲渡登記がされている動産について、譲渡担保の事実を知らずに売買によって現実の引渡しを受けた場合に、動産譲渡登記がされているか否かを調査していなかった場合であっても、直ちに過失があると推定されることにもならない。具体的にどのような場合に即時取得を認めるかについては、もっぱら裁判所の判断に委ねられている。

(3) 登記の効力に関する議論

動産譲渡登記を具備しても、先に占有改定を受けた譲受人に優先しないことは、金融機関サイドから担保権設定時の課題として指摘されているポイントである^(注3)。この隠れた占有改定への解決策として、動産譲渡登記に優先的な効力を与えるかという議論は、動産譲渡登記制度の創設段階でいわゆる登記優先ルールとして検討され、採用が見送られた論点である。当時採用が見送られた理由には、①理論上の整合性、②制度濫用の懸念、③実業界からの強いニーズがみられなかったことがあるとされている。①については、民法上の対抗要件のルールが対抗要件具備の時間的先後のみで優劣を決めるものであるところ、これに登記と占有改定が競合した場合に限って後にされた登記が優先するという新たなルールを追加すると、事案によって優

劣が錯綜することになり、理論上の整合性を図ることが困難であると判断されたものである。

②については、登記をすれば後から対抗要件の優劣を覆すことができるとすると、制度を濫用される危険性があると懸念されたものである。③については、実業界からのニーズがそれほど高いものではなく、むしろ新たな対抗要件ルールが導入されることによって想定外の問題が生じることへの懸念が示されたとされている。

動産譲渡登記の効力に関する議論は、物権法の見直しが議論される段階で再び議論の俎上に載せられる論点と予想され、特例法ではなく、民法そのものの枠組みで議論されることによって、理論上の問題を解決する案が提示される可能性もあるのだろう。一方、従来の対抗要件のルールが大胆に変更されるにあたっては、取引実務に与える影響を限定的にできるような整理が求められるほか、その影響を許容するほどに新しいルールへのニーズが高まることが前提となるのであろう。

IV 今後の展望

動産譲渡登記制度は、我が国の従来の登記制度とは異なる枠組みを採用することによって、集合動産を含む様々な種類の動産について、当事者に大きな負担を求めることなく、登記という明確な方法で対抗要件を備えることを可能とした画期的な制度であると考えられる。

在庫や売掛債権を担保提供し融資を受ける、いわゆるABL (Asset Based Lending) の優位性は、不動産などの担保目的物の清算価値ではなく、企業の収益力を適時に評価することを可

(注3) 前掲(注2)参照。

能とする仕組みである点にあると考える。ABLは、金融機関にとっては、財務諸表などの一時点の情報ではつかむことができない企業の情報を継続的に把握できる仕組みであり、企業にとっては、在庫や売掛債権の情報を通じて、自社の収益力を金融機関に示し、資金調達の実績が広がる可能性を持った仕組みであるからである。これは、ABLでは、担保目的物である在庫や売掛債権の数量や種類が日々変動するため、在庫や売掛債権の残高等の資料を定期的に金融機関に提出してモニタリングを受けることになる結果として生じる効果である。

我が国では、ABLは、現段階では新しい特別な資金調達手段と認識されているケースが多い。多くの金融機関では、ABLに取り組む場合には、営業店だけではなく、本部の個別の関与が必要になったり、外部の評価会社の利用が必要になったりするなど、不動産担保のように画一的に処理できる体制を十分に整えていないことが多いようである。金融機関に対して実施された調査結果によると、「ABLの取組みを予定していない、もしくは縮小する方針である」と回答した金融機関における最も多い理由は、「社内に評価やモニタリングに係るノウハウがないから」というものであった^(注4)。金融機関の手間やコストは、何らかの形で借入コストに跳ね返ってくるものであるため、結果として、企業サイドにとっても、ABLを活用するインセンティブを低くしている側面があるのではないだろうか。これらの課題は、登記だけの問題ではなく、担保評価、モニタリング、担保実行時の換価処分といった一連の仕組みの問題である。このうち評価やモニタリングについては、

在庫や売掛債権の情報を集約して評価するという情報処理に関する問題でもあるため、ノウハウの蓄積によって次第に改善される性質の課題であるだけでなく、現在劇的に進行している情報技術の進化によっても改善が図られることが期待される課題でもあるだろう。

最後に、譲渡登記は、債権譲渡登記が平成10年、動産譲渡登記が平成17年に運用開始された比較的新しい登記制度である。そして、必ずしも現段階で完成し切った制度ではなく、我が国の社会インフラとして根付く過程にある制度であると考えられる。この新しい登記制度が我が国の企業活動を支える社会インフラとしてさらに役割を果たしていくために、運用開始から今日までに判明した課題について、制度のコンセプトと実務上の問題意識を共有した上で、より良い制度構築に向けた取組を進めることが必要とされているのではないだろうか。

(おの えり)

(注4) 前掲(注1) 27頁「図28. ABL取組を予定していない、もしくは縮小する理由」。